

子ども虐待の現状と法制度上の課題

影山 秀人

司会 それでは、二回目の講演を始めます。「子ども虐待の現状と法制度上の課題」というテーマで影山秀人弁護士にお願いしております。

影山弁護士は、横浜弁護士会の所属と同時に、現在、日本弁護士連合会の子ども権利委員会の副委員長を務めて、神奈川県の子童福祉審議会の委員もされています。こういうテーマについてはよく現状をご存じの方ということで、子どもの虐待問題についてお話を聞かせていただこうということなのです。

ちなみに、日弁連の方では、子どもの虐待防止に関する法的実務マニュアルという、かなり大判の冊子を作成されています。最近ですか、改訂版が出たようですが、この中にも当然参加していらっしやって、むしろ、実質的に改訂版の旗振り役をされていたと伺っております。

それでは、影山弁護士に講演をお願いします。

影山 皆さん、こんにちわ。弁護士の影山でございます。

きょうは、この前に高橋弁護士がお話をされたようで、弁護士の話が続いてしまっていますが、申しわけございません。先ほどは、いじめ、不登校という問題だったようですが、今度は、最近子どもの福祉に関してかなり大きな問題として取り上げられております子どもの虐待の問題について、私の方からお話をしたいと思います。

つい先ごろも新聞等で報道されておりましたが、全国の一七四の児童相談所が扱いました児童虐待の処理件数、これが二〇〇〇年、去年、一万七七二五件になったというふうな報道がございました。約一〇年前の一九九〇年、このころには全国の児童相談所が扱った児童虐待に関する処理件数は一一〇〇件余りでございましたから、わずか一〇年間で一六倍。一〇年間で一〇倍でも驚くんですが、一六倍にふえているということでございます。

皆さんの関心が高まって、通報もふえているんですが、したがって、今まで見過ごされていた児童虐待がしっかり発見されて、保護することができるようになってきたという意味で、そこそこ数がふえていることも間違いないんですが、それにして、一〇年間で一六倍ということは、やはり今日の社会状況の中で、大人が子どもを、親が我が子を虐待してしまうという状況が確実にふえてきている。ヨーロッパやアメリカは日本よりも一〇年、二〇年先を進んでいまして、相当な件数の児童虐待があつて、また発見され、それに対応する社会システムもかなり確立されているんですが、どうも日本は着実にその後を追いかけて始めているのではないか、そんなふうに思います。

実際に虐待をされたお子さんに出会った方とか、いや、実は私もそうなんだとか、そんな方はいますか。私は弁護士としていろんなケースで児童虐待にかかわることが多いものですから、本当にさまざまのケースがございますけれども、やはり中には大変悲惨な状況になってしまうことを時々目にしたりします。もちろん、子どもが死んでしまったというのが、決して少なくない数、最近では報道されていますよね。命まで落としてしまうということは大変悲惨なんですけれども、小さいうちから児童虐待をたくさん受けたりしていますと、心身の成長に大変な影響を与えます。

例えば、成長ホルモンの分泌なんかがとまってしまったりいたします。そうするとどうなるかというと、私が出会ったあのお子さんなんかは、生年月日からするともう三歳ぐらいになっているんですが、どう見てもまだ一歳前後の赤ちゃんしか見えないぐらいの成長でとまってしまっています。歩行ができずに、はいはいをしております。そういうお子さんを保

護して、もう安心なんだよ、安全なんだよ、安心していいんだよというふうには、例えば保健婦さんなんかがつぶり愛情を注いであげますと、大体一週間ぐらいでそういうお子さんの成長が始まります。一カ月ぐらいたちますと、もう目に見えてかなり大きくなったりしております。そういうふうには体の成長自体、児童虐待がとめてしまうということがあります。

今のような極端な例でなくても、この子はもしかして虐待を受けているのではないかなというふうには、お医者様であるとか、あるいは保健所であるとか、場合によっては、学校、教育現場なんかで発見するときの一つの見方として、成長の遅れというのがあります。もちろん体の変なところにはけががあるとか、あり得ないところにはたばこのやけどの跡があるとか、そういうふうなことで発見するときもありますけれども、ちょっと周りの子に比べて成長が遅い、少しちっちゃい——成長の遅い人は幾らでもあります、それに加えて、今のけがとか、あるいはその子の前で別に何の気もなくちよっと手を挙げたりしたとき、オーイなんて向こうの人に「あいさつしようか」と思っただけで手を挙げたときに、目の前にいる子がこうやってすぐに顔を隠そうとしたり防御姿勢をとったりすると、あれっ、ちよっとこの子はおかしいなというふうには思ったりするときもあります。

それから虐待の影響なんですけれども、つい先ごろ、我々日弁連の方で全国の弁護士が扱った非行事件——少年院とか保護観察とかいろんな処分に付された子どもたちに弁護士が直接インタビューをして、いろいろと非行の原因を探るといって調査をやったんですけれども、その調査の中でも、やはりかなりの数、虐待を受けているお子さんが多かったということがありました。ほとんど同じ時期に、法務省の方もやはり少年院に入ったお子さん方の調査をなさったんですけれども、少年院に入ったお子さんの約半数に被虐待体験があった、虐待を受けた体験があったということがわかってきています。小さいころから、子どもにとっては恐らく一番頼りになる信頼するべき親から暴力を受けたり、あるいは精神的に冷たい扱いを受けたりというふうなことをされると、やはり体の成長にも影響があるし、さまざまに心理的な状況にも影響が出てきて、場合

によっては非行というようなことにもつながってしまいます。虐待というのは、子どもたちにそういういろんな悲惨な状況を与えてしまうというふうなことが最近大変よくわかってきました。

また、この虐待というのは、世代間連鎖をするというふうに言われていますので、虐待を受けて育った子どもたちが、大きくなって今度は親になる。そうすると、人間というのはどうしても自分の育ってきた、親から育てられた育て方しか知らない。大体子育てというのは、一生の中で初めて体験して、そして終わってしまうということが多いですから、そこでもう一回、自分が親から受けたのと同じようなことを子どもに対してやってしまったというふうなことがあります。こういうのを世代間連鎖と言います。こういうふうなものが児童虐待ですので、できるだけそういったものをなくすようにしたいなと思うわけです。

ちよつとここで皆さんにお考えいただきたいんだけど、児童虐待というのは人権侵害だと思えますか。児童虐待は、当然、子どもに対する人権侵害ではないかと思われる方は手を挙げてみてください。ーちよほちよほちよほと。もつと大きくドーンと手を挙げてもいいんじゃないでしょうか。いや、児童虐待は人権侵害とまでは言えないのではないかと思われる方は手を挙げてみてください。ーそういう方はいない。

児童虐待は大変な問題があつて、みんな新聞なんかで報道されているわけだけでも、今せっかくこの虐待というテーマをもとにしていろいろなものを考えていこうというときですので、高橋弁護士からもお話があつたかもしれませんが、人権って何だろうか、子どもの人権って何だろうか、そういうふうなことをまずしっかり確認していただければと思うんですね。子どもの権利条約とか子どもの商業的性的搾取のお話が来週ありますね。この子どもの商業的性的搾取に関しては、二月に横浜で世界大会が開かれます。MMのパシフィコ横浜で開かれる予定なんですけれども、全世界からこの問題に大変見識のある代表の方々が集まります。私もちよつと顔を出そうかなと思っておりますけれども、こういうふうな問題を考え

るときに、子どもの人権って何だろうかということをやっぱりしつかりとわかっていないと、いろいろと物の見方がおかしくなったりするときがあるんですね。

子どもの人権を考えるとときに、まず、さらにその大もとになる人権って何だろうかというふうなことを皆さん考えておられますか。この世の中にはいろんな「権利」と言われるものがありますね。例えば、皆さんがいろんなものを持っている所有権とか、人から物を借りることができる権利である賃借権であるとか、自分の家の隣に大きなマンションが建ってしまった、我が家の日照権はどうしてくれるんだとか、あるいは遠くの方にきれいに富士山が見えたのに今度見えなくなってしまうしまったなんて、眺望権が侵害されたなんて言うかもしれない。あるいは、子どもの権利と同じようにして、障害者の権利であるとか、老人の権利であるとか、女性の権利であるとか、本当に「権利」という言葉でいろんなことが語られますよね。この人間の社会というのは、ある意味では、そういう権利と義務で人間と人間が結びつけられている社会なんです。しかし、私たちが普通言う「権利」という言葉のすべてが必ずしも人権ではない。もちろん、大切なものとしてその権利が侵害された場合には守ってあげようとする、そういう法律があるわけだけでも、すべてが人権ではない。

人権って何なのか。これはわかりますかね。それは、人が人として生まれた場合に、すべての人に当然のように与えられる人間として生きるための権利、これが人権ですね。その人権の根拠になるものは、人類がわずか数百年前に発見した、ある意味では新発見をしたと言ってもいいかもしれない、大変な大発見だったと思いますが、人間一人一人には尊厳があるんだ、一人一人みんな尊厳があるんだというふうなことが人権の根拠です。人が人としてオギャーと生まれてきたら、そのときからすべての人に同じように人権という権利がある。これは、その人がどんな条件で生まれてきても、どんな能力があり、あるいはどんな肌の色をしていても、人間として生きる尊厳がある以上、同じように人権がある、これが人権ですね。人権が奪われるということは、ある意味で人間扱いされていないということになります。

そこで子どもの人権になるわけだけれども、人であればみんなある権利、これが人権だというのであれば、当然、大人であろうが、子どもであろうが、みんな人権があることになりますよね。人権として有名なのは、表現の自由だとか、集会結社の自由だとか、居住移転の自由だとか、日本の法律の中では憲法という法律にその人権が書かれているわけだけれども、そういう自由が例えば一歳、二歳、三歳の子どもにあると思いますか。一歳の子どもに向かって、「あなたには集会結社の自由があるんですよ」というふうに言うことにどんな意味があるのか、考えたことはありませんか。

来週、子どもの権利条例のお話があると思いますが、子どもの権利条例の大もとになるのは子どもの権利条約ですね。一九八九年に国際連合で満場一致で採択されたこの条約、この条約は一〇年以上かかって世界じゅうの国々の人たちがつくり上げた条約ですけども、その条約づくりの過程の中では今のような議論がありました。ゼロ歳、一歳、二歳の子どもに対して、何とかの自由があるとか、何とかの権利があると言ってみることにどんな意味があるんだろうか、だったら何歳ぐらいの子どもたちにはそういう権利があるんだろうか、一六歳以上かなとか、いろんな議論がありました。でも、最終的には、すべての子どもに大人と全く同じような権利、人権があるんだというふうに子どもの権利条約は宣言しました。

ある意味では、理論的には、人間である権利ですから、ゼロ歳、一歳も人間である以上、人権があるというのは当たり前なんですが、でも、一歳児に集会結社の自由があるんだって言うのはどういう意味があるのか。どう思いますか。確かに、ゼロ歳、一歳、二歳の子どもたちは、多分みずから自分の権利を上手に行使することはできないでしょう。だけれども、この地球上にはいろんな人、人間が生まれてきて生きています。その人たちは、いろんな条件の中で一生懸命生きていますね。例えば、生まれながらにして障害をお持ちの方もいます。場合によっては、知的な障害があって十分に周りのことがわからないような人もいるかもしれません。あるいは、一生懸命な社会の中で生きてきて、今は年老いてしまって、寝たきりになって、場合によっては痴呆症などが進んで、よく物がわからなくなってしまった人生の先輩たちもいるかもしれません。皆さ

ん生きておられます。そういう人たちは、やはり自分で集会結社の自由だとか、表現の自由だとか、自分の権利を上手に行使できないかもしれません。権利を上手に行使できない人の人権、権利は、制限してもいいとか、奪っていいとか、ないがしろにしていいというふうに考えると、大変恐ろしい社会になります。社会に役立たない人間の人権は適当に扱っていいというふうに考えたときに、かつてのナチス・ドイツのようなことにもなりかねません。

子どもの人権も基本的には同じです。私たちは皆地球上に生きている同じ人間ですね。しかし、上手に権利が行使できないかもしれない。そういうふうにもみずからの権利が上手に行使できない人の人権は、より強い人たち、例えば、子どもにとっては大人たちがサポートをしてあげる、それが人権の基本的な物の考え方だと思います。したがって、ゼロ歳、一歳、二歳の子どもたちにも当然人権はある。上手に行使できなければ、当然大人たちがそれを守ってあげ、そしてサポートしてあげる。それは、かわいそうだから人権をくれてやるみたいにして他人から与えられるような代物ではなくて、まさに人間である、そして生きる尊厳がある、そういう一人の大事な命として尊重される、そういう存在がやはり子どもたちであって、私たち大人と全く同じように権利がある、そんな存在なんだということをまずしっかり理解する必要があると思います。子どもの人権あるいは子どもの権利というのはそういうものですね。

さて、そういうふう考えたときに、児童虐待って一体何だろうか、どんなものなんだろうか、子どもが人間として本当に大切に扱われている時代かどうか、それをよく考えていただければと思います。大変重要なことであると世界の人々も思っただと思えます。先ほどお話をした子どもの権利条約の中には、児童虐待にかかわる条文が大変たくさん入っています。

レジュメに掲げておきましたが、当たり前の話ですけれども、条約の六条には、子どもには生命の権利があると書いてあります。それから、子どもは親によって養育される権利があると書いてあります。しかし一九条では、親による虐待から

保護される権利もあると書いてあります。そして二〇条には、家庭環境を奪われた子どもの養育に関する権利が書いてあります。家庭環境を奪われた子どもに対しては、国は代替的な養育の措置をとらなければいけない。その代替的な措置のイの一番には、里親制度というものを挙げてあります。そのほかにも、例えば、イスラム教の子どもを育てる特殊な制度であるとかそういうものも取り上げながら、一番最後に養護施設というものも条約は掲げています。

世界の趨勢は、何らかの事情で親に育てられることができない——例えば、親が死んでしまう場合もあるかもしれない。あるいは、親が児童虐待をするような親で、とてもその親のもとに子どもを置いておくわけにいかないという場合もあるかもしれない。そういうふうな場合、つまり、家庭環境が奪われてしまった子どもたちはどこで育っていくのかというと、できるだけ家庭に近いような雰囲気のある場所であるということ、日本でいえば里親ですね。そういうふうな子どもはできるだけ両親がいるような家庭環境の中で育てられるのが望ましいというのが子どもの権利条約の考え方です。

例外的な場合に、例えば施設のように子どもが何十人、何百人入っている、そこに先生のような方がいて、子どもの世話をしているようなこともやむを得ないであろうというのが子どもの権利条約の考え方。日本は、残念ながらこのあたりは逆転してしまっていて、イの一番に養護施設、そして里親制度というのは十分に育っていません。数少ない里親さんがおりますけれども、やはり希望者がすぐに満杯になってしまいますから、多くの子どもたちは何十人という養護施設で育っているのが日本の現状だと思います。これは、世界の趨勢からすればかなりかけ離れた状況です。

養護施設もいろんな施設がありますけれども、多くの施設は経営上の困難な状況の中で頑張っておられますので、大変狭い部屋にたくさんのお子さんがある。中には、男の子と女の子の部屋になかなか上手に区分けすることもできないくらい狭いところにいる。まだ五歳ぐらいまでのお子さんであればいいですが、だんだんと小学校高学年とか、中学生、高校生ぐらいに子どもたちが増えていっても、そこでまた男女の部屋が必ずしもしっかり分けられていないような中で子どもたちが育

っているという、子どもたちにとってはかなり厳しい環境の中で育たざるを得ないというのが日本の現状かと思えます。

それから、三四条には、性的搾取・虐待からの保護が書かれています。三九条には、犠牲になった子どもの心身の回復と社会への復帰ということが書かれています。条約はこのようにたくさん条文を虐待のために用意しています。子どもの虐待は子どもの人権を著しく侵害することであり、子どもの心身へ大変な影響を与えることであるということをお話してきました。

それでは、このような児童虐待に対して、日本の国はどういうふうなシステムでこれに対処しようとしているのか、そのシステムの土台になる法律はどんなふうになっているんだらうか、それを細かく話していくと切りがないので、かなり大きっぱにお話してみたいと思います。

一言で言うと、児童虐待に対する日本の対処システム、あるいはそれを支える法律というのは、まとまった統一した制度がない、統一した法律がない、そういう状態だと思います。もつと言えば、大体そんな事態を余り想定していなかった。そんな事態がたくさんたくさん起こるなんてことは、今までの国のリーダーたちはおよそ考えたこともなかったのです。そのための特別の制度なんていうのは余りたくさんつくってはいない。そういう中で、一気に社会の現状がそのような状態に入り込んでしまったわけです。したがって、それに対処する現場は、法律の後ろ盾が余りない中で右往左往せざるを得ない、一気にそういう状況になってしまいました。でも、とにかく目の前で子どもたちが苦しんでいる。場合によっては、殺されそうになっていたたり、大変なけがをして一生残るような傷を負ったりと、そういう子どもたちが目の前にどんどんあらわれてくるわけですから、それに対処する現場は、法律がないよ、制度がないよということで見えぬふりというか、ほったらかしにもできません。それで、これも使えるかな、あれも使えるかなということではいろんな法律を引っ張ってきて、ある意味では法律をつまみ食いに使いながら、どうにかこうにか対処してきたというのが今までの現状だと思います。

その中でも最も有力な法律は児童福祉法（児福法）という法律で、そこにはもしも親が子どもを虐待するような場合にはこうしましょうというふうなことが条文的には幾つか書かれています。しかし、例えば一つのケースで、児童虐待というケースがあったときに、それに対処するためには、できるだけ早く発見をしたいし、発見をした場合には、今度は保護に入る。保護といふのは、子どももちろん保護しなければいけないけれども、虐待をしてしまう親も、実はその親が小さいころ虐待を受けていた被害者だったかもしれない、心にさまざまな傷を負っている親だったりします。そういう親に対してもやはり保護を与えなければいけない。

保護の方法として、その親と子どもが今までどおり一緒に暮らす中でさまざまな援助をしていくやり方もあるだろうし、一緒に暮らしていると、わかっていてもどうしても殴ってしまう、そういうふうな状況の中では、殴る親も苦しい場合が多いですから、一たん親と子どもが別々の場所で暮らすようにして、子どもは、まず生命、身体の安全を図り、親に、ほっと一息つける、自分が冷静になって自分を成長させる機会を与える、これも保護ですよ。そういうふうなことをやらなければいけない。そして、ずうっと別れ別れではなくて、できたら親にしっかり成長してもらって、もう一度その親と子どもと一緒に暮らすことができるような状況になれば、それはそれで望ましいし、そういうふうの一つの虐待というケースをめくっているような場面があり得るんです。

基本的には虐待って何なのか、虐待ってどういうものなのか、どういうふうに対処するのが本来望ましいのかという一つの理念というか、考え方に基づいて、予防から、発見、保護、分離まで、そういうふうな各段階を一貫して貫くシステムや法制度が本当はあった方がいいわけです。そして、ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、オーストラリア等、そういうふうな国々ではそういう制度を大分前から持っているわけですが、日本の国の場合には、その統一したシステムがまだありません。

したがって、それぞれの場面、場面で、ある意味では、とりあえずある法律を使いながらどうにかこうにかやっているというのが現状かと思えます。その中で、幾つか主な制度、システムについて説明します。

まず、児童福祉法二五条に通告義務というのがあります。これは全国民に課せられた義務です。ただし、義務違反に対しては罰則規定なんかありませんから、精神条項みたいなものですね。児童虐待を発見した人は、ぜひ福祉事務所とか児童相談所という行政機関に通告をしてください、通告をすることが義務ですよというふうに児童福祉法に書いてあります。したがって、ここにいる皆さん方全員は、もしも自分の家の隣でどうも児童虐待があるみたいだというふうなことになります。それから、これは児童相談所なんかに電話をしてあげるとするのは法律の要請する義務なんですね。あら、知らなかったという人が多分多いと思います。

児童福祉法二五条を知っている国民なんていうのはめったにいませんから、今までは、どうも隣の子がやたら親に殴られているなんて思っても、しつげだからしょうがないかとか、隣の家のやり方だからしょうがないかとかいうふうなことで、どこに連絡をすればいいかもよくわからないしということ、そんなに通告はなかったんですね。この通告義務なんていうのは本当に有名無実で、法律には書いてあるけれども、だれもそんなものは知らないというふうな状況がずっと長い間続いておりました。連絡するとしたら、皆さんどこに連絡しますかね。よほどひどい場合には警察かな。警察がやってきて、「まあまあ、お父さん、お母さん、そんなに子どもをたたいてちゃだめよ」なんて言って帰って行ってしまったりとか、そうすると、何日か後に結局子どもが死んでしまったりとか—今までは、死んでも警察は余り動かなかったですね。家の中で起こったことだから、たまたまの事故で、きつと親も悲しがつてるだろうなんて言って。でも、調べてみたら、実は親が子どもを殺してたということは、昔も大分あったのではないかと思うんです。

最近では、児童虐待に関する目が警察の方も大変鋭くなってきましたから、親が、「いや、ちょっと子どもが転んじゃって、

頭を打って死んじゃったんです」なんて説明しても、受傷部位からしてどうもそんな説明はおかしいというので、法医学のかなり厳密な検査をやったりして、親の言っていることと傷が全く符合しない、親はうそを言っているということ、むしろ、考えられるのはどういうことなのか。あるいは、体じゅうに傷がある。新しい傷のほか古い傷もたくさんある。これは虐待ではないか。そうすると、傷害致死だとか、場合によっては殺人罪ということで、警察が親を逮捕するなんていうことも最近はおえてきましたけれども、昔は、警察は家庭にはなかなか入らないというふうな不文律のようなものがありました。子どもたちが保護されたり救われたりすることは少なかったように思います。通報もなかなかありませんでした。ここ一〇年ぐらい、児童相談所もこの義務—義務というより、ぜひご連絡くださいというふうな広報活動を一生懸命するようになり、マスクもよくこの問題を取り上げるようになりましたので、通報が大変おえてきています。それが先ほど冒頭に申し上げたような一〇年間で一六倍というふうな数になってきた一つの要因であろうかと思えます。

では、問題は、ちょっと隣がおかしいなと思っただけで通報するかということなんだけれども、通報したら、間違っていましたかといったときに怒られやしないかなんて、そういうふうなことを心配する人がいるんです。これはとにかく児童福祉法で通報してくださいというのには義務なんですから、義務を履行したら怒られてしまったというわけにもいけませんから、結果的に間違っても、児童虐待ではないかと疑われるような、思われるような事態で通報したのであれば、それで間違っていたからといって怒られることはないというのが大体一般的な考え方です。これは故意に、絶対違うということがわかっていながら、隣の人をこらしめてやろうとか、困らせてやろうと思っただけで通報したなんていうのはだめですよ。そうではなくて、自分は本当に虐待かと思っただけのために連絡をしたんだというふうな場合には、結果的にそれが間違っている、怒られることはないというふうには考えられています。

さて、二〇〇〇年の五月に児童虐待防止法というのが成立したんですが、この中には、教員であるとか、医者であるとか、

弁護士であるとか、子どもにかかわる職種の人たちには早期発見努力義務とというのがあって、児童虐待をただほけつと見ているのではなくて、自分の職業柄、子どもと接することが多い場合に、児童虐待があるかもしれないという目で子どもたちを見て、できるだけ早く早期に発見をする努力をしてくださいねというふうに義務を課しています。早期発見努力義務。これも罰則規定がありませんから、今までどおり—ちよつと語弊があつたかな—ほけつとして、なかなかうまく発見できなかったというふうな場合でも、別に処罰を受けたりはいたしません。

外国はもつと厳しいですよ。一定の職種に関しては、例えば、まさに医者であるとか、あるいはカメラ屋さんとか—これは児童ポルノなんかの現像を依頼されることがたびたびあるものですから、そういうふうな職種の人たちが、児童虐待を発見したにもかかわらず通報しなかつた場合には罰則規定があります。場合によっては、資格喪失なんていうことになりかねません。そういうことで、アメリカなんかの通告法だと、疑わしかつたらどんどん通告、そうでなければ自分の身が危ういということ、かなりの件数が通告をされているような社会もあります。

日本の社会がそういうことでもいいのかどうかというのは議論の余地があるかと思えますけれども、今のところでは、皆さん全員に、発見したらぜひ児童相談所に通告をしてくださいという制度でとりあえずやっています。そして、医者だとか、弁護士だとか、保健婦だとか、教員だとか、そういう特定の職業の人だけは、一般の人よりもさらに一生懸命虐待がないかということにぜひ気をつけておいてくださいねというふうな法律に今はなっています。

さて、そういうことで発見されて、児童相談所に通告をされた場合はどうなるのでしょうか。—児童相談所って、皆さん今まで聞いたことがあるかな、知っているかな。どこにあるんだろうなんて思うかもしれない。だれがやっているんだろうか。児童相談所というのは行政機関です。基本的には各都道府県ごとに都道府県がやっています。

だから、神奈川県でいえば、神奈川県が児童相談所を幾つか持っています。ただ、例外的に横浜市とか川崎市のような政

令指定都市は、県と同じように独自に児童相談所を持っています。したがって、神奈川県内には、横浜市の児童相談所、川崎市の児童相談所、そして神奈川県内の児童相談所と、三種類の児童相談所があります。神奈川県内の児童相談所は、横浜市と川崎市以外の県域の子どもたちを扱うことになっています。県の児童相談所としては藤沢市に中央児相があります。あと、横須賀児童相談所と、大和、相模原、小田原と、全部で五児相持っています。横浜は、中央児童相談所のほかに、北部児相と南部児相があつて、三つの児童相談所を持っています。川崎は、現在、中央児相と南部児相という二つの児童相談所を持っている。したがって、現在、神奈川県内には全部で一〇の児童相談所がある。先ほど言った全国で一七四あるうち、神奈川県には児童相談所が一〇あります。

横浜市も川崎市もそうですが、神奈川県の場合には、この児童相談所にはかなりのベテランの専門職の人たちが配置をされています。多くは、福祉系の大学なんかを卒業したりして、心理学であるとかさまざまな福祉分野の専門的な学問を履修して、自分は福祉の道で生きたいというふうな人たちが児童福祉士などの資格を取って児童相談所に勤務されておられます。児童相談所というところは、そのほかに心理専門の人もいたり、お医者さんなんかも嘱託でいたりします。子どもや親の心のケアだとかそういうふうなこともやりますが、最近では、そういう専門職の人たちが肉弾戦で、とにかく親と取っ組み合いで頑張りながら子どもを保護するなんていう、何かスポーツ会系から出てきた方がいいかもしれないような仕事を要求されることも大分ふえてきております。

そういうふうな児童相談所が子どもの虐待に対して対処する中心的な機関ということになります。児童相談所に連絡があつたときに児童相談所はどうするかというと、まず、周辺のいろんな情報を集めた上で、どのぐらい緊急性が高いケースかというのを探ろうとします。そうは言っても、情報なんていうのは限られていますから、できるだけ早い時期にとりあえずお子さんを確認してみる。だから、そのときの見立てがすごく重要なんです。まさにプロの目が必要なんです。確か

にちょっと厳しいしつけ、ちょっと行き過ぎたことをやっているかな、でも、まだまだそんなに緊急性はない、むしろ親と子どもに対してやんわりと指導していけば、このご家庭はどうかなるのではないかと、これはもうお子さんの命にかかりそうなケースであるというふうな場合と、このあたりの見立てというのをまずすぐにやります。

すぐにやって、もしも緊急性が高いケースであると判断した場合には、即座に子どもを保護してしまいます。つまり、家庭から子どもを引き揚げたまま。こういうのを一時保護と言います。一時保護というのは、児童相談所長が必要と認めるときにはできるということになっています。

これは物すごく強い行政権限なんです。例えば、行政権の中で大変強いというか、おっかない国家権力の代表はやっぱり警察ですよ。しかし、例えば、警察が家の中に踏み込んで、だれかを連れて行ってしまふというのは、普通は警察の勝手ではできないですよ。目の前で殺人犯が人を殺したなんていうときは、それは直ちに現行犯逮捕ですけども、そうでない限り、警察がある日突然家に入ってきて、だれかを連れていきますというためには裁判所の許可が要る。日本の国は三権分立ですから、警察という行政権力がちょっとあいつを捕まえたいと思つたって、そう簡単に捕まえることはできません。それは、行政権と別の司法権のところにある裁判所がやっていいよというふうな証拠に基づいて許可をしない限り、警察はそんな動きはできません。こういうのを司法によるチェックと言いますが、警察がやる場合にはそういうことになります。

子どもの保護のとき児童相談所がやるこの一時保護というのは、ある意味では極めて限定された部分的な場面ですけども、警察権力よりも強いですね。つまり、司法のチェックなしでできてしまいます。児童相談所の所長さんが、「あっ、これは危ない、児童虐待だ」、したがって、子どもを連れてこいというふうな判断した場合には、親が泣き叫ぼうが、「ひどいじゃないか。子どもを返してください」と言つたって、「だめです」と言つて連れてきてしまふこともできてしまいます。

物すごい強い行政権限なんですね。

法律はできてしまうと書いてあるからできてしまうんですけれども、かつては、ただできると書いてあるけれども本当にできるんだろうかということ、率直に言って、一〇年ぐらい前の児童相談所は一時保護はめったにやりませんでした。余りにも警察よりも強そうな物すごい権限ですから、そんな簡単に子どもを人さらいみたいにして連れてきてしまうなんて、児童相談所にできるんだろうかということで、彼ら自身も自信がなくて、何か法律にはそんなことが書いてあるけれども、よほど特殊な場合だろうなんて言って余り使っていなかったですが、最近は厚生省、今の厚生労働省が、法律にある権限はどんどん使わなければ子どもが守れないということで、びくびくしないで、児童虐待だと考えた場合には児童相談所は自信を持って子どもを保護しなさい、それは児童相談所の責任だというふうに全国に通達を出して、相当な数、一時保護がなされるようになりました。

保護すべき子どもを余り保護していなかった時代、つまり一〇年ぐらい前は、児童相談所は何をびくびくしているか、やるべきことをやっていないということで、児童相談所を非難して、どんどん一時保護をやるべきだよというふうに弁護士も言っていました。最近、逆にもう児童相談所も自信を持って、引き揚げるときは引き揚げるといつてやっていますから、神奈川県なんかみんな大変てきばきとやっています。

逆に、今後、五年後、一〇年後、これがどうなんだろうかということ、最近法律家は心配し始めています。最近では、逆に私たち弁護士の方に、親の方から、「いきなり児童相談所がやってきて、子どもを連れていっちゃったんですよ。子どもを取り返すにはどうすればいいんでしょうか」という法律相談が来るようになりました。それで、親が虐待しているような場合には、「まあまあ、まずあなたの方が頑張ってもうちよつと成長しなきゃね。カウンセリングでも受けたら」なんて、とりあえず今の段階では言うことが多いですけども、場合によっては行き過ぎということだってあり得ないわけではないわけ

すから、本当はこれは司法のチェックが必要なんだろうと思います。児童虐待防止法というのが二〇〇〇年にできましたけれども、弁護士は、こういう一時保護であるとか親子の分離のときなんかにもっとも司法のチェックをというふうなことを言っていたんですが、現在の制度ではまだそれが取り入れられていません。一〇年前に児童相談所がこの権限を使うのになかなか謙抑的であったのと同じ理由で、これからもいろんな場面で児童相談所が自信を持って動くためには、やはり裁判所のお墨つきというか、司法のチェックが必要ではないのかなと思ったりしています。

それから、保護したくても親が家に入れてくれないなんていうことがあります。こういう場合には、立入調査もできるようになっています。これも、先ほど言った警察権ではおおよそ考えられない行政権ですね。裁判所のチェックなしに、児童相談所は人の家に入ることができる、そういうふうなことを児童福祉法は書いてあるわけです。

児童相談所は、こういうふうに入立調査権であるとか一時保護という権限を使いながら、第一次的にはまず子どもを保護します。子どもを保護しても、保護した上で親に対して何らかのアドバイスをしたりして、あるいは親に短期間のカウンセリングをすることで、場合によっては、親だけではなくて、さらにそのおじいちゃん、おばあちゃんとか、例えば近所の民生児童委員さんとか、あるいは保育所、幼稚園なんかの先生方であるとか、保健所の保健婦さんであるとか、いろんな方がその家庭に援助することで子どもを守ることができるというふうに思った場合には、そういう他機関の連携を確保した上でお子さんを家に戻すということもあります。

しかし、お子さんを家に戻すのはやはりまだ心配である、危険であるという場合には、それが子どもの保護でもあった時に、先ほど申し上げましたように親の保護にもなる、そういうふうな考えで、親子分離というのをやります。その親子分離をするための法律というのはまさにつまみ食い状態。親権喪失だとか、もともと児童虐待のためにつくられた法律ではありません。しかし、そういう制度があるので、それを使いながら、今はいろんな方法で親子の分離をしています。

ここで、ちよつと皆さんに親権というものを考えておいてもらいたいですね。児童相談所が虐待をされているお子さんを保護する。例えば、子どもを一時保護して連れてきてしまったり、あるいは、その後すぐには家庭に戻せないからということでは里親さんとか養護施設なんかにお子さんを入れて保護して、しばらくの間、親子が別々に暮らそうではないかというふうなことをやったときに、「冗談じゃない。これはうちの子なんだから、うちに返せ」というふうに親が言ったりします。そういうふうに親が言う最も大きな法的な根拠は親権です。この親権というのは法律のどこに書いてあるかというと、民法という法律に書いてあります。

この親権が世の中ではかなり誤解をされて、皆さんは意識をしておられます。中には、親は子どもを産んだ生産者みたいな発想で、自分で産んだんだから子どもをどうしようが勝手だろう、殴るもけるも自由ではないかというふうに考えておられる親、つまり、子どもは親の所有物みたいな発想→そういうふうに表現をしてしまうと、かなりえげつなくて、「いえいえ、子どもはそんなふうに思っていないですよ」なんていうふうに大概の人は言うでしょうが、しかし、意識の底では、親は自分の子どもに対して所有物のような意識を持っている方がまだまだ多いのではないかなと思います。ある意味では、それを理論的に支える法律、これが民法の親権規定のように思います。

けれども、親権というのはそういうものではありません。具体的に言うと、例えば居所指定権とか、子どもをどこに住まわすことができるのか、あるいは懲戒権なんていうのも書いてありますね。それから財産管理権、子どもがもしも財産を持っているような場合には、子どもがその財産を管理することもできませんので、かわって親が管理してあげるとか、そういうふうなことが親権の内容として書かれています。最近の親権のものの考え方としては、親権というのは基本的には子どものための親の権限というふうに考えるのが普通になってきています。つまり、子どものことを一番よく考えてあげられるのは、普通は親だろう。だから、その親に子どものためのいろんな権限を与えておく。だけれども、それは親の子ども

もに対する権利とかではない。親が子どもに対してとやかく言える権利ではなくて、子どものために親が一生懸命いろいろやろうとするときに、他人様から親がとやかく言われない、つまり、他人様が親にとやかくちよつかいを出すのを、親が子どものために排除する。そういう意味での親の権限が親権なんだというふうに最近では考えられるようになってきています。

したがって、当然のことながら、親が子どもを虐待するのが親の自由だということはあり得ないわけですね。虐待をするような親から子どもを守ったときに、親が「私の手元に子どもを返してください」と言っても、それはお断りをする。それは子どもの福祉が最優先。子どものためには、親の親権という権限といえども、一定の制限を受ける。それを確認するような法律がそこにたくさん書いてある。親権喪失だとか、親権の変更だとか、あるいは児童福祉法一八条の審判であるとか、そういうふうなものはみんなそうなんだというふうに考えられるようになってきていると思います。

ちよつと難しい話に入りましたが、時間が押してきていますので、ぼちぼちまとめに入ります。最後のあたりで少し具体的な話をしておいた方がいいと思いますので、一つのケースを紹介したいと思います。今までお話ししたようないろんな法律が現実のケースではどんなふうに使われて子どもの保護につながるのかということ、このケースの中で簡単に説明します。

お父さんは外国人でした。お母さんが日本人。お子さんが、言ってみれば混血ということでした。見るからに日本人ではない風貌をしているお子さんでした。お父さんは、結婚しないうちに、自分の母国に戻っているときに、どうも交通事故で死んでしまったようです。したがって、日本にこの日本人のお母さんと、日本国籍ではあるけれども、見るからにちよつと日本人とは違うような風貌をしたちよつとちよつとのお子さん、一人の母子が生活をしていました。このお母さんは時々、やれ、ハワイに遊びに行くとかいうふうなときには、児童相談所を利用いたしまして、一時保護してくれと。自分の方からぜひこのお子さんを預かってちょうだいということで、乳児院なんかで一時保護したりして預かって、お母さんは海

外旅行に遊びに行くとかいうことが時々ありました。

平成九年ぐらいになると、救急車がたびたび出勤して、このお子さんが年がら年じゅうかなり重たいけがをするようになりまして、児童相談所も、これは児童虐待ではないかと一たん疑ったりしたんですが、一番最初に診たお医者さんは、「それは確かに変な傷だけれども、私は、児童虐待かどうかなんていうのは医者としては見れません。ただ、けががあるということしかわかりません。医者はけがを治すのが商売ですから、これは児童虐待かもしれませんなんていうことは言えません」というふうに言われてしまって、そうまで言われてしまうと、児童相談所としてはなかなか保護まではできないということ、その後、一たん子どもを返しました。

そのわずか数カ月後に、お子さんが大変な大けがをしました。やけど等でした。口の中が大やけどをしたり、体を見てみたら、あちこちに新旧内出血の跡があつたりして、今度は別のお医者さんが診たんですが、今度のお医者さんは診て直ちに、これは児童虐待だというふうに確信をして、まず即入院をさせてしまいました。大けがではありませんけれども、本来は入院までしなくてもよかつたけがだったようなんですが、お医者さんの判断で、これは児童虐待だから家に返したら危ないというので、病院に入院をさせてくれました。その上で、児童相談所に連絡をしてくれました。児童相談所は直ちに動いて、今までの経過からして、このお母さんが保護に同意をしてくれるというふうに思えませんので、裁判所の許可を得てお母さんと子どもを引き離すという、裁判所の許可を得る手続を直ちに裁判所に申し立てをしました。と同時に、先ほど言った、裁判所の許可がなくてもとりあえず短期間だけは保護してあげることができると一時保護を児童相談所はとりました。

さあ、そこから先が大変でしたよ。お母さんは気が狂ったように毎日のように児童相談所にやってきて、子どもを返せ、あなたは人さらいだと。それから、子どもが心配だ、児童相談所の中で子どもが虐待されているんじゃないか、子どもがけがしているかもしれない、だから、一目でもいいから子どもを見せろというふうなことで、さんざん児童相談所にやってき

て、居座って、職員をおどしつけたりして、大変な騒ぎになりました。

でも、この段階で児童相談所は毅然と、いえ、お子さんは今お返しするわけにいかないし、あなたに会わせるわけにもいきませんということで対処したものですから、今度、お母さんが弁護士を頼みました。弁護士も、頼まれるや否や直ちに児童相談所に飛んできて、これは子どもに対する人権侵害だ、親から子どもを引き離して、児童相談所は何をばかなことをやっているのかというふうなことで、今度は弁護士が児童相談所を責めるということがありました。

私は、当時から児童相談所の囑託で、児童相談所の相談を受けている弁護士として活動しておりました。児童相談所から「向こうから弁護士が来た。先生、ちょっと対応できませんか」ということで連絡がありましたので、私が出向きまして、向こうの弁護士とお話をしました。いや、実は虐待と思われる幾つかの証拠があるというのをその弁護士には説明をしました。そうしたところ、弁護士さんはすぐに、お母さんからの話を聞いたら、全然そんな虐待なんていうことはない、やけどをしたのも単なる偶然の事故だったんだ、にもかかわらず、児童相談所は大した証拠もないうちに子どもを連れていっちゃって、もうひどい話だと思ってる怒り狂ってやってきたけれども、何だ、そういうことだったのかと納得してくれました。

そして、お子さんをプレールームで遊ばせておいて、隣の部屋からはプレールームの中が見えるんだけど、プレールームからは隣の部屋は見えないというマジックミラーがありました、弁護士には、その隣の部屋からマジックミラー越しにお子さんの観察してもらいました。「お子さん、元気でしょう。こちらの方でちゃんと責任を持って保護していますよ」ということと、虐待を疑わせる幾つかの証拠を私の方で説明して、その弁護士さんには納得して帰ってもらいました。恐らく弁護士さんは、逆に、お母さんの方にある程度の説得をするようなことをされたんでしょう。あつという間にその弁護士さんは解任されてしまいました。

その後も、お母さんはいろいろと攻撃をしてきました。裁判所の方に、このお母さんとお子さんは一定期間、別れ離れに

した方がよいという許可をちゃんとかださいというふうに申し立てしたんですが、当時としては、裁判所もこういう事件になれておりません。それで、申し立てしたはいいけれども、裁判所がなかなか決定を出してくれませんでした。結果的には、申し立てをしてから決定が出るまでに八カ月もかかりました。

その間、児童相談所としては、親子を会わせることはまかりならんということ、一切子どもに会わせないという対処をお母さんにしたのだから、お母さんが行政上の不服申し立てという手続をとりました。児童相談所の方も、最初の三、四カ月ぐらいは子どもさんも不安定でしたから、お母さんに会わせないというのを自信を持ってやっていたんですが、分離の許可を裁判所がなかなか出してくれないものですから、もう半年過ぎてしまつてということになると、こちらもだんだん自信がぐらついてきます。さすがにお子さんが大分安定してきたし、返すわけにはいかないけれども、お母さんに会わせることぐらいだと、絶対だめというわけにもちよつといかないかなというふうに思い始めていたところに、行政不服審査の方では、せめて一週間に一回ぐらい親子を会わせなさいというふうな決定が出ました。それで、裁判所の方からはまだ何の許可も出ないんですが、面接を始めました。

お母さんとお子さん二人だけにするわけにいきませんので、すぐそばに保健婦さんなんかも付き添ってもらいながら、お母さんとお子さんがプレールームで遊ぶみたいなことを一週間に一回ぐらいずつ始めるようになりました。お母さんは、来て、一番最初に何をやったかといったら、子どもの着てる服を全部脱がせて、全裸にして、写真をパチパチ撮りまくって、まだ裁判所の決定が出ておりませんでしたので、それを裁判所の方に証拠写真だと言って出して、「ほら、うちの子はこんなところに入り傷があるでしょう」と。一時保護していました、子どもさん同士で遊ばせたりしていますから、それはちょっとぐらいすり傷ぐらいはできるんですが、そういうところを写真に撮って、「だから、うちの子は児童相談所で虐待を受けているに違いない」なんていうふうな言い方をしたりしました。

全部服を脱がせて、真っ裸にして、写真を撮り始めたのには大変びっくりしましたけれども、まあまあ、こういうふうなことをしているんだと、子どもさんの信頼はなかなか得られませんので、ちょっとずつお母さんにもカウンセリングをしながら、母親として成長してもらおうように努力をしたりしていたんです。そして最終的には、裁判所から、この子を施設に入れる、親子はしばらく別々に暮らしてよろしいというふうな許可が出ました。そのお母さんは、さらに高等裁判所の方に抗告をしましたけれども、これはあつという間に棄却ということで、児童相談所の主張が通って、このお子さんはしばらく施設で生活をするようになりました。

何とこの事件はその後、後日談があつて、お母さんが保険金詐欺なんかで逮捕されてしまったんですね。どうも人に保険金を掛けて詐欺、お金を取っちゃう。このお父さんは交通事故で死んでいるんですが、これで保険金がたくさん出ているんですが、どうもこの事故も怪しいというふうな事になったみたいです。それから、実はお子さんにも保険金を掛けていて、この子は救急車で何回か運ばれているんだけど、そのたびに若干保険金が出たりしていました。なんていうことを考えると、ちょっと恐ろしい話ですよ。ああ、緊急に保護してよかったな、これは放っておけば、このお父さんと同じー同じかどうかわかりませんが、このお子さんの命も、場合によっては母親の手によって奪われていた可能性もあるかもしれないなと思うような事件も現実にはありました。今ざっと話したようなケース、これはたくさんあるケースの中の一つなんです。そういう中で法律というものが幾つか使われたりしています。

最後に、二〇〇〇年五月に児童虐待防止法が成立をして、一二月に施行されている、それからちょうど一年たったわけですから、この中で重要なことを幾つか申し上げます。

まず、虐待とは何なのかという定義規定がここで初めて置かれました。それから、一時保護の期間に関しては、原則二カ月ということが書かれました。ただし、必要があればさらに延ばすこともできるということになっています。それから、保

護者に対する指導監督ですね。

児童相談所の児童福祉士は、虐待をする保護者、親に対してカウンセリングとかいろんな指導をすることができると。それは行政処分として指導処分をやることができますが、親がなかなかそれに従ってくれません。子どもを連れていってしまった児童相談所なんかを信頼して話なんか聞けるかというふうに思う親が多いんです。しかし、親に成長してもらわないと子どもさんは不幸なままです。何とか児童相談所としても親にアプローチをするのですが、とにかく寄ってきてくれなければ何ともしようがない。そういう場合、場合によっては、県知事がこの指導に従うようにという勧告を出すことができるなどということが新しい法律で定められました。これは全国で多分まだ一回も使われていないと思います。

外国では、先ほど言った親子分離の際、親と子どもを当分ばらばらに暮らせるという決定を裁判所がするような場合に、親に対してこういうことをやりなさい、こういう勉強をなさいと。例えば、こういう場所に行つて、カウンセリングを一回以上受けなさい。その成績を報告してもらおう中で、あなたのもとに子どもさんを返すかどうか、裁判所はもう一度判断しますよ、一生懸命頑張れば早くお子さんがあなたのもとに戻ってきますよというふうなことを裁判所が命令で出してくるんですね。それでも、アメリカでも、子どもをどこかに連れていってしまったんだから、もう私は知らないよ、勝手にしなさい、もう子どもなんかどうでもいいですというふうな親も結構いるんだそうです。しかし、ああ、自分はまずかった、何とか早く子どもともう一回一緒に暮らしたいというふうなことで、特にいろんな家庭の悩みの中で、悪くもないのにどうしてもこの子に手を挙げてしまうというところで、親自身がすごく悩んでいる、そういうふうな親でしたら、こういう命令はすごく意味があつて、親は一生懸命カウンセリングに通つたりして勉強して、上手に子どもと接することができるように成長していくんですね。そういうふうな様子を見て、裁判所の方も、じゃ、もう一回一緒に暮らせるようにしてあげましょうというふうな裁判をもう一回してくるわけですが、日本にはまだそういう制度がありません。私も法律家は、やはりそ

ういう制度は考える余地があるのではないかということ、従来から厚生省、厚生労働省の方にも申し上げております。

この児童虐待防止法というのは、でき上がって三年後をめどに一定の見直しをするんだということが既にこの法律の中でうたわれています。そういう意味では、あと二年たったあたりで法律の見直しがされる予定です。とりあえず、何もなかったところに、あるいは児童福祉法とか民法とかがばらばらに決められている中で、児童虐待防止法という法律ができて、この問題をみんなですっかり考えようよというふうの問題提起をしたという意味では、大変重要な法律ができただろうと思います。しかし、前の方で申し上げたように、この問題に取り組む日本の法システムというのは、まだまだばらばらな状態です。統一した法制度になっているわけではありません。児童虐待防止法が従来からある児童福祉法を上回っているような場面で適用されるということは、現実には余りありません。そういう意味で、この児童虐待防止法が二年後にもう一度しっかりと見直されることが大事だろうと思っています。

全国で児童虐待に取り組むさまざまな職種の専門家の人たちが、この一二月にも全国から神戸に集まって、一〇〇〇人以上の大きな会議を開くことになっておりますけれども、そこでの大きなテーマの一つがこの児童虐待防止法の見直しです。どういうふうな制度が日本にフィットする、日本の現状に合うより好ましい制度なのかということを本当にいろんな職種の人たちが今考え始めています。そういったものを取りまとめ、ぜひ二年後にはよりいい制度を模索していきたいなと思っております。

雑駁な話になりましたけれども、最後まで聞いていただきありがとうございました。